

秋の農作業安全運動を進めましょう

運動期間：9月1日～11月30日

秋の農繁期となり、農業機械を使う機会が多くなります。以下の重点事項に留意しつつ、特に秋の重点呼びかけ事項に注意して、地域での農作業事故ゼロを目指しましょう。

【運動の標語】

学んだことを作業に活かし ゆとり作業で事故ゼロへ

～農業機械作業研修・熱中症等対策研修と声かけ等による注意喚起の強化～

< 秋の重点呼びかけ事項 >

○農業機械の事故

- (1) 農作業を行うときは、準備や撤収作業にも細心の注意を払おう。
- (2) 安全キャブ・フレーム付きトラクターでも、シートベルト・ヘルメットを着用しよう。
- (3) 機体大きいトラクターの運転では、運転席からは見えない死角が多く存在するため、十分に注意し、後進時にはより慎重に運転しよう。
- (4) トラクターは重心位置が高く、特にバランスを崩しやすい構造のため、段差はまっすぐに進入し、路肩からは余裕を持って走行しよう。

○熱中症等の事故

- (1) 高温時の無理な農作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業しよう。
- (2) こまめに休憩をとり、喉が乾く前に水分・塩分を補給しよう。
- (3) 複数名で作業を行う、時間を決めて連絡を取り合うなど、極力単独作業は避けよう。
- (4) 帽子や空調服等の熱中症対策アイテムを積極的に活用しよう。

< 事故防止のための注意事項 >

- (1) ほ場の出入りや段差に十分注意して、転落・転倒による事故を防ごう。
 - ・トラクターでの作業が終わったらほ場内でブレーキペダル連結
 - ・トラクターの道路走行は低速で
 - ・傾斜地での高速移動やクラッチ操作の禁止
 - ・小型作業車はスピードを上げたらクラッチ操作禁止
- (2) トラクターなど農業機械の点検・異常発生時には必ずエンジンを停止し、十分な安全を確保して作業しよう。
- (3) 耕耘機での後退時は後方確認を徹底し、転落・転倒や巻き込まれ事故を防ごう。
- (4) 刈払機は無理な体勢では使用せず、作業環境を確認しながら適切な装備で作業しよう。
- (5) 単独での作業を避け、声を掛け合い安全の確認を徹底しよう。

京都府農作業安全推進会議

京 都 府 J A グ ル ー プ 京 都

京都府農業機械士協議会 京都府農業機械商業協同組合

京都府農業共済組合

